

各放課後児童クラブ運営組織 様

松阪市教育委員会生涯学習課

新型コロナウイルス感染症による
放課後児童クラブの臨時休所の判断について Ver.2

平素は今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症にかかる学校の学級閉鎖の判断基準に一部合わせる形で、放課後児童クラブの臨時休所の考え方について判断基準を定めました。各クラブにおかれましては、原則下記の通りご対応いただきますようお願いいたします。

記

《クラブ休所の判断》

以下のいずれかの状況に該当し、クラブ内で感染が広がっている可能性が高い場合、休所を実施する。

- ①同一のクラブにおいて陽性者と濃厚接触者が 5 人以上、同日に欠席となった場合。
- ②学校の複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。
- ③学校の複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合。

※クラブ休所の期間は、感染者との最終接触日の翌日から2日間程度(施設内の消毒に必要な期間)を目安とする。

休所の判断が難しい場合や、保護者の都合等で当日の休所が困難な場合は生涯学習課までご相談ください。

上記の基準を基に、開所予定日を休所とした場合は開所日扱いとなります。

上記の基準以外で、クラブを休所とした場合は、原則開所日扱いとなりません。

※市内では無料の検査が実施されております。感染が疑われる場合や体調不良等の方は、積極的に活用していただきますようお願いいたします。

県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600013.htm>

松阪市教育委員会事務局
生涯学習課 山本・砂子・小林
TEL 0598-53-4401